平成26年第3回辰野町議会定例会会議録(11日目)

- 1. 開会場所 辰野町議事堂
- 2. 平成26年6月13日 午後2時開議
- 3. 議員総数 14名
- 4. 出席議員数 14名

1番	宇	治	徳	庚	2番	成	瀬	恵津子	
3番	根	橋	俊	夫	4番	三	堀	善	業
5番	岩	田		清	6番	矢ヶ	·崎	紀	男
7番	熊	谷	久	司	8番	永	原	良	子
9番	堀	内	武	男	10番	船	木	善	司
11番	中	谷	道	文	12番	垣	内		彰
13番	宮	下	敏	夫	14番	篠	亚.	良	亚

5. 会議事項

日程第1 議案第19号 平成26年度辰野町一般会計補正予算(第1号)

日程第2 請願・陳情についての委員長報告

日程第3 追加提出議案の審議について

議案第26号 平成26年度辰野町役場庁舎耐震化・改修工事建築主体工事請負 契約について

議案第27号 平成26年度小型動力消防ポンプ付積載車購入契約について

議案第28号 平成25年度(繰越)防災情報ステーション等整備工事請負契約 について

日程第4 議員提出議案の審議について

発議第1号 集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書 の提出について

発議第2号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める 意見書の提出について

発議第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

発議第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見 書の提出について 日程第5 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長 加島範久副町長 武 居 保 男 教育長 古 村 仁 士 代表監査委員 三澤基孝 中 村 良 治 まちづくり政策課長 総務課長 山 田 勝 己 漆 戸 芳 樹 産業振興課長 飯澤 誠 建設課長 一ノ瀬 元 広 水道課長 保健福祉課長 小 野 耕 一 会計管理者 宮 原 修 二 教育次長 百瀬辰夫 辰野病院事務長 赤 羽 博 福寿苑事務長 宮 原 正 尚 林 国 久 社会福祉協議会事務局長 守 屋 英 彦 消防署長 保健福祉課福祉専門課長 河 手 潤 子

7. 地方自治法第 123 条第1項の規定による書記

武 井 庄 治 議会事務局長

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第4番 三 堀 善業

議席 第5番 岩田 清

- 9. 会議の顚末
- ○局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第3回定例会、第11日目の会議は成立いたしました。 ここで欠席届けの報告をいたします。向山住民税務課長より欠席届が出されております。 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおり であります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第19号、平成26年 度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行い ます。

○成瀬(2番)

3点ほど質問いたします。初めに10ページでありますけど、この一般寄付金ていうの はどういう寄付金かお伺いいたします。それとあと19ページの備品購入の除雪機であり

ますが、これは 246 万 5,000 円でありますが、どういう除雪機の購入かお聞きいたします。もう 1 点でありますが、22ページの備品購入費の古文書でありますが、これは古文書23万 8,000 円ですけど、どういった内容の古文書かお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

それでは1点目の10ページの一般寄付金についてご説明申し上げます。10ページの一般寄付金につきましては、ふるさと辰野寄付金に163万5,000円の寄付が4月8日にございました。この寄付金の用途希望が福祉とされておりまして、用途が限定されているために14ページをご覧いただきたいんですが、14ページの0207の企画事務19の02補助金、社会福祉協議会補助金として163万5,000円を支出させていただくものであります。内容につきましては寄付者の母親が社会福祉協議会にお世話になった時に福祉車両がだいぶ古かったために生前に寄付して更新を願い出たかったが、そのことが叶わなくなってしまったので、ふるさと納税として寄付をしてぜひ福祉車両の更新に使ってほしいというものであります。その方の意を受けた寄付金の使い道としまして10ページの方の一般寄付金でふるさと納税として受けまして、社会福祉協議会と協議した結果、この0207の企画事務の中で補助金という形でもって社会福祉協議会に支出するものであります。以上であります。

○建設課長

それでは19ページの道路維持事業の18備品購入費の除雪機についてご説明させていただきます。財団法人、自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業でコミュニティー助成事業の採択を受け、小型除雪機を7台購入するものでございます。規格につきましては、除雪機の幅が70センチメートル以上、除雪高は45センチメートル以上、除雪機能は1時間当たり50トン以上の除雪機を7台購入するものでございます。小型除雪機を町が購入いたしまして区でオペレーターを確保し、小回りの利く除雪機を区に貸与し、住民の協同による生活弱者、生活道路、通学路、地域で管理する地域住民が利用する公共施設の除雪等を行い交通の円滑化と安全確保、交通弱者に優しいまちづくりと住民福祉の向上を図り、地域に元気を与え、協働のまちづくりを更に推進することを目的としております。区におかれましては先ほど申し上げましたように区でオペレーターを事前に準備、保管する場所についての建物内について、で管理をすると。なお、これに使用する燃料等の維持費は各区が負担をするという形で、それからこの17区のうち、6地区ということでございますが、これにつきましては通学路の延長等を考慮しながら各区と詰

めてまいりたいという形で考えております。以上でございます。

○教育次長

22ページの文化財保護事業の備品購入費、23万8,000円、古文書の関係であります。 ご説明申し上げます。これにつきましては江戸時代の1710年ごろから明治30年にかけて の信州伊那郡小野村の古文書ということで、ある書店に出されたものであります。その 説明の中で見ますと、小野村の宇治家が所有していたもので、その宇治家が蔵を整理し た際に出てきた古文書をこの書店が買い取り発表したところ、信州小野村の古文書であ るということで、ぜひ購入をして今後の参考にしたいということで今回補正を盛りまし た。以上であります。

○議 長

よろしいですか。

○成瀬(2番)

はい。

○議 長

ほかにございますか。

○船木(10番)

それでは1点お願いしたいんですけれども9ページ、地域発元気づくり支援金、これ町で資料を作り県へ申請し、また県のヒヤリングを受けてこの額が決まったということは、この作業非常に大きな労力を要する作業ですんで、これで取ったということは非常に評価するところであります。で、都市計画ということになれば公園か、もしくは街路か、という思いがあるわけなんですけれども19ページにですね、同じ額45万5,000円が載ってきておりまして、ここには講演会の講師の謝礼だとか、現地視察というようなふうにあるならば、どうも街路、公園とは趣旨が違う使用かなというふうに思いますけれども、これについての説明をお願いいたします。

○建設課長

本年度から26年度、県の機構改革がありまして今まで建築行政で景観事業については 取り組みをしておりました。それにつきまして今年度から都市・まちづくり課というも のができまして、前の都市計画の中にこの景観が建築から建設の方に移行されました。 それに伴いまして、都市計画の一環という考え方の中において都市計画の総務事業事務 の方に計上させていただきました。以上でございます。

○船木(10番)

関連ですけれども、この中の現地視察バスの委託料というようなものもありますけれ ども、これについてどこかに研修をしながら勉強をしていくという研修も含まれている ということですか。

○建設課長

町のこの四季でございますが、春には福寿草、残雪と若葉の山々。夏から秋にかけては緑、そして黄金色に輝く一面の絨毯、稲穂。冬は白一色の地区。というような形ではなく普段、何気なく生活しているこの町、この素晴らしい四季を自然の景観、そして農村景観、蔵や町並みの歴史的景観、生活を形成する都市景観を、この住む人たちが私たちが自ら誇りと愛着を持ちながら豊かな心の生活、安らぎがある生活と感じる心を持つために、この町、辰野町の地区、この17地区全体をバス2台で見て歩き、そして新しい発見をし、この景観の素晴らしさを住民と一緒に共有を図るべきものでございます。なおその後、堀繁さん、東京大学のアジア生物資源環境センターの教授でございますが、この方につきましては上伊那において、景観地区について何度か足を運びましてご指導いただいているところでございます。伊那市及び駒ヶ根、そしてまた辰野においても小野の弥彦神社等を訪れて景観について建築の方で現場等を歩き、また精通しております。この方から景観というものについての見方、そういうものを教わり、これからの辰野町の景観のあり方について一緒に、住民と一緒に勉強をしようという、の意図がかりを作るための事業を図るものでございます。以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

○船木(10番)

はい。

○議 長

ほかにございませんか。

○根橋 (3番)

18ページの荒神山のトイレ改修ですけれども、概要についてはこの間、説明がありました。いずれにしましても18坪余で 2,200 万円ということで一般の考えからすると非常に高いものでありますので、今後予算執行に当たってはやはり精査をしながら、補助金があるからということではなく、やっぱり適正に見積りをきちっとやって経費節減に努

めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長

仰せのとおりだと思います。これにつきましては実施設計ができた段階で入札をいた しまして適正な金額ということで事業を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほ どをお願いいたします。

○議 長

ほかにございますか。

○岩田 (5番)

21ページの教育費なんですけれども、教育費の総務費の方の1001番、報償費08になるわけですけれども、報償金及び賞賜金 129 万 6,000 円ですか、これ学校支援コーディネーター謝金ていうことになってますけど、これ報奨金というのはまあ、字を読めば字面を読めば償いに報いる。それから賞賜金は、褒められるようなことに対して課しするお金というような形だと思うんですけど、ちょっとこれなかなか馴染めない、謝礼ということなら分かるわけですけれども、これの内訳と、それからこれに対して何かこういうものを出すに当たってスタンダードがあるのかどうか。それとできればこれの財源を示していただきたいと同時に、今後ですね毎年こういうものがあれば出てくるのかどうか、出費がね出てくるのか、お願いしたいと思います。

○教育次長

21ページの賃金の 129 万 6,000 円を不用減額に、08の報償費を 129 万 6,000 円。これにつきましては当初、学校支援のコーディネーターの賃金ということで盛りましたけれども、県からの指摘がありましてコーディネーターについてはこれから謝金の関係で支払いの方をお願いしたいという指導がありました。そこで今回、賃金の方から報償金に替えたということであります。それと補助金の関係につきましては、信州型コミュニティースクールの関係もありますが、それらの部分についての関係で、それについては昨年と今年度の 2 年間ということでありますので、今後については今のところ予定はありません。以上であります。

○岩田(5番)

もう1つですね、何名に対してこれだけの謝金が出たのか。

○教育次長

すみません。これは1名についての金額であります。

○岩田 (5番)

はい。

○議 長

ほかにございますか。

○宮下(13番)

14ページの一般管理費事務の旅費、使用料及び賃借料ですが、これはセットになっているわけですか。旅費はまた全然別ものなのか、研修職員住宅賃借料と旅費は1つのものなのかちょっと説明をお願いします。

○総務課長

はい、セットのものでございまして、現在1名、厚生労働省に研修に行っておりましてその者の地域手当等も含む旅費関係、それから住宅の使用料、家賃の関係でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○宮下(13番)

はい。

○議 長

ほかにございますか。

○熊谷(7番)

14ページの報酬、非常勤職員報酬 5 万 1,000 円ですが辰野町基本構想審議会委員報酬 とありますけど、これの中身を教えてください。

○まちづくり政策課長

辰野町基本構想審議会委員報酬でありますが、本年度からは第五次総合計画後期基本計画の見直しの方を進めております。今年度は地域計画を策定して来年度から基本構想を含め全体の計画の見直しに入るわけなんですが、今年の地域計画を策定する中でやっぱ一連の流れとして、先に基本構想の審議会の方を行っておいて一緒に検討してった方が良いかなということで急遽ここに盛らせていただいたわけであります。本来は来年度、盛るつもりでしたがちょっと前倒しで盛らさせていただいております。来年度も引き続きこの委員会の方は開催いたします。以上であります。

○議 長

ほかにございませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号、平成26年度辰野町一般会計補正 予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご 異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第2、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に各常任委員会付託となりました請願、陳情について各常任委員長より審査結果の報告を求めます。初めに陳情第6号、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情。陳情第9号、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める陳情書。陳情第10号、集団的自衛権についての憲法解釈変更をしないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情。以上、3件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(中谷)

それでは委員長報告を申し上げます。平成26年6月定例会陳情審査委員長報告。本定例会初日、当総務産業常任委員会に付託されました案件は陳情3件でありました。陳情第6号は「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする見解を堅持するように求める陳情で、上伊那地区労働組合会議、議長、赤羽知道氏の陳情であります。陳情第9号は「集団的自衛権に関する、憲法解釈を変更しないことを求める意見書提出であります。上伊那医療生活協同組合、理事長、小林伸陽氏からの陳情であります。陳情第10号は「集団的自衛権についての憲法解釈を変更しないよう、関係機関に意見書の提出を求める陳情で、長野県平和委員会、代表、永井光明氏、ほか4名の連名による陳情でありました。この3件について6月11日、総務産業常任委員会室において委員全員出席の下、各議員からは関係資料や調査学習資料を提示いただき、全員の意見と考えの報告をいただき慎重に審議をいたしました。なお、審議に先立ち意見や提案があり、今回提出されている3件の陳情は、いずれも内容的に同じものであり一括審査をしてはどうか、との

提案があり全員一致して一括審査を実施しました。委員から出された主な意見を申し上 げます。1つは、日本の平和3原則「国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重」を遵守 し、戦争に通じる可能性の高い、集団的自衛権の解釈変更は許せない。また、日本は戦 争をしない国として世界の信頼を築いてきました。戦争をする国になることはできない。 あくまでも話し合いと人道的支援に留めることが、恒久平和を築く道である等のことか ら3件の意見書を採択し関係機関へ提出すべきだ。また、2つ目は、憲法解釈を変えな い、また、行使しない等、基本的な精神や主旨は理解するが、即、戦争に繋がると言う 考えは早計ではないか、また、日本の置かれている立場を考えると、世界からまた同盟 国、アメリカから見ても日本だけ憲法上の理由で後方支援「お金を出せば良い」と言う 考えは現実、許されないような状況と思われる。また、同盟国アメリカも中国をター ゲットにしており日本の前途は容易ならない実態が予測される。竹島や尖閣諸島の領土 問題等、同盟国との連携の上に成り立っている現状を見る必要がある。また、もっと国 会及び国民的議論をすべきとの意見が多く出されました。また3つ目として、個別的自 衛権については理解するも個別と集団的の境が不透明であり、想定されるいくつもの場 面の1つ1つを明確にチェックを行うことが大切ではないか、というの意見も出ました。 また重要な案件であり、国会での討論を尽くすとともにその内容を広く国民に説明し、 国民投票するくらいの努力が欲しい。4点目として、趣旨については理解するが意見書 の提出はまだ早いのではないかと、もう少し慎重論議をする必要があるというような意 見もありました。5つ目でありますが、通常でありますが、やられたら、やり返すとい う考え方は戦争に繋がることが非常に濃厚であり、同盟国の名の下に戦争に巻き込まれ た、理由なき戦争の犠牲になった国も多くあります。慎重に論議すべきとの意見が大半 でありました。採決の結果は、提出意見書通り採択し、関係機関へ提出書を上げていく 1人。それから趣旨採択とし、議員発議による意見書を提出する5人。以上の結果で趣 旨採択と決し議員発議による意見書を提出することに決しました。以上、委員会におけ る審査結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いを申し上げ、委員長報告 といたします。以上であります。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第6号、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める陳情について、質疑を行います。

○根橋 (3番)

次の2件もほぼ同じことなんでこれ代表して質問したいと思うんですけれども、今いろいろ委員会での質疑の状況は分かりました。今回趣旨採択ということでありますけれども、趣旨採択というのはあまり議会の決まりという中ではあまり奨励されていないわけで、採択か不採択というのが普通原則でありますけれども、これ趣旨採択っていうのは文字面からみると趣旨は分かるけれども、結局一番陳情者が願っている意見書を上げるということはしないという、事実上の不採択というふうに理解されているわけです。そういう中で今の、いろいろ意見があったようですけれども、結論的にはこの意見書、こういった本来のような集団的自衛権を容認をするなということをやっぱり求めていく意見書を出すには、まだ早いっていう結論のようなんですね。そうすると確認なんですが、その陳情書の趣旨は賛成なんだけど、時期が早いということなんでしょうか。

○総務産業常任委員長(中谷)

もう少し、論議をつくしてから方向を出す方が良いんじゃないかと、まだ、内容の明確なところがない。またそういった内容が下々まで流れてないというようなとこに、まだまだ簡単に判断をする段階ではないと、こういう意見でした。

○根橋 (3番)

そうすると時期の問題ではなくて、議会内でですね、まだよく分からなくてこれどう判断したら良いか、まだ時間がいるというような今の説明です。それは今の新聞紙上等でですね報道されているとおり、時期的にはそんな悠長なことを言っている段階ではなくて安倍政権はこの公明党との協議を行ってですね、当初は国会開会中ということでありましたけれども、遅くも7月上旬にか閣議決定により、国会にまでの議論の積み重ねだとか内閣の見解、あるいは国民世論全てを無視した形でやろうとしているわけですね。ですからまず時期的にも、内容的にも今こそ出すべきだと思うんですが、それは自分たちがまだ分からないなら、いくらでも時間を延長して議論をすれば良いことであって、そのような理由でこれを趣旨採択とするというのは基本的に間違っていると思いますが、いかがですか。

○総務産業常任委員長(中谷)

根橋議員のご指摘でありますけれども、ことがことだけに重大で我々としても本当に 真相が分からず決断、方向を出すというにはちょっと論議がしきれなかったと、こうい う内容でありますので、よろしくお願いします。

○議 長

よろしいですか。

○根橋 (3番)

はい。

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

○根橋 (3番)

私は今の総務産業常任委員長のこの3陳情を趣旨採択という形ですることには反対の立場から討論をしたいと思います。先ほど言いましたように今回の3陳情とも、陳情者の意志というのは一刻も早く陳情を、意見書を出してほしいということでありました。安倍政権は今、申し上げましたように一気呵成に7月に向けてそのような形で準備をしていると。こうした時期こそですね、今の住民を代表、意見を代弁すべき議会はやっぱりこれに対してきちっと役割を果たしていくべきだというふうに考えます。箕輪町議会、それから南箕輪村議会はそれぞれ常任委員会で本陳情は可決されているというふうに聞いております。今朝も私出ようと思いましたら、近所の方が「辰野の議会は箕輪などと違ってどうも動きが違うけれどもなぜだい」っていう質問がありました。それは答えようもありませんけれども、議会改革まだと言ってもですね、辰野の世論に沿うことができない、そういった議会ではこれから本当の信頼を得ていくことは難しいと思います。一党一派の考えに偏することなく真摯に辰野町民の願いに答えていく議会であるべきというふうに考え、辰野の町民の多くの方々が非常に心配をし、この場で政府が持ってきた集団的自衛権というものには容認しないと、こういう立場を求めているわけですからそういった形で、この陳情3件については採択すべきというふうに討論をいたします。

○議 長

根橋議員、この討論は発議4号でする討論ではないんですか。

○根橋 (3番)

違います。この委員長報告にも異論があるわけです。

- ○議 長
 - どうかだね。
- ○根橋 (3番)

そうです。

○議 長

ほかに討論ございませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。ただ今、反対の意見がございましたので、起立により採決をいたします。委員 長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9人)

○議 長

起立多数であります。よって陳情第6号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第9号、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める陳情書について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であいります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議長 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第9号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第10号、集団的自衛権についての憲法解釈変更をしないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

○根橋 (3番)

先ほどの委員長報告では何か3件一括審査ということで、一括報告というふうに捉えておりましたので、先ほどの採択のものにつきましてはちょっと一緒にしていなかった

んですが、今別々にやるようですので、いずれにしましてもこれも先ほどと同じ理由で 委員長報告についてはいわゆる、趣旨採択には反対であります。

○議 長

ほかに討論はございますか。

(な し)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択でありますが、ただ今反対の意見がございましたので、起立により採決をいたします。委員 長報告のとおり決するに賛成の議員は起立願います。

(起立 9名)

○議 長

起立多数であります。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり決しました。次に請願第7号、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書。請願第8号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。以上2件について福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(三堀)

平成26年6月定例会に福祉教育常任委員会に付託されました、請願について、その審査結果を報告いたします。去る11日、委員全員出席のもと当委員会に付託されました、請願2件について慎重に審査をいたしました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。本請願2件は、ここ数年来ほぼ同じ内容で提出されております。先ず紹介議員である熊谷議員から請願1件ずつ、請願内容と請願理由について説明を受け慎重に審議いたしました。請願第7号、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、大脇創也氏。紹介議員、熊谷久司議員。本請願は平成27年度国の予算編成において、すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、国の責任による30人以下学級の早期実現と、それに伴う教育予算の増額を求めるとしたものです。また少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員配置をするなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政負担は重く複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げるように国に求めるものです。議員からは先進国の教育費比率から見て我が国のGDP比率で大変低い水準に

ある教育費をOECDの平均並みに水準を引き上げ、教育条件の整備を進めるべきだとの意見が出され、委員全員一致で採択とし意見書を提出することに決しました。次に請願第8号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、大脇創也氏。紹介議員、熊谷久司議員。本請願は国の厳しい財政状況において、義務教育費国庫負担制度の堅持を要求するものです。特に2006年に「三位一体」改革で2分の1から3分の1に引き下げられました。義務教育費国庫負担制度を堅持し自治体の財政力に左右されず、等しく教育を受けられるよう負担率を2分の1に復元するよう要請するものであります。委員全員一致で採択とし意見書を提出することに決しました。以上、2件の請願はここ数年、毎年出されており毎年同じ結果で推移しています。委員会における審査結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議 長

初めに請願第7号、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意 見書提出に関する請願書について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択でありま す。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって請願第7号は委員長報告のとおり決しました。次に請願第8号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について質疑を行います。 (質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択でありま す。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第3、追加提出議案の審議についてを議題といたします。初めに議案第26号、平成26年度辰野町役場庁舎耐震化・改修工事建築主体工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第26号、平成26年度辰野町役場庁舎耐震化・改修工事建築主体工事請負契約について、提案理由を申し上げます。平成26年度辰野町役場庁舎耐震化・改修工事建築主体工事請負契約につきまして平成26年5月30日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成26年度辰野町役場庁舎耐震化・改修工事建築主体工事。契約の方法は一般競争入札。契約金額は7,970万4,000円。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字赤羽558番地3、株式会社岡谷組、辰野営業所でございます。なお、一般競争入札の応札者は6者でありました。以上、提案理由を申し上げました。内容につきましては総務課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○総務課長

それでは工事内容につきまして説明をさせていただきます。平成22年度に実施いたしました耐震診断の結果、Is値が3階部分で0.42から0.46でありました。耐震基準のIs値を0.75として補強工事を実施するものです。Is値0.6以上あれば地震で倒壊、または崩壊する危険性は低くなるということであります。主な工事箇所につきましては耐震改修部分で耐震スリット6箇所、RC耐震壁3階1枚、2階3枚、1階1枚、ブロック壁の鉄筋補強、議会全員協議会室の壁の撤去、正面玄関ひさしブレース補強、西側玄関RC壁一部撤去などでございます。一般改修部分では2階、3階北側壁、議会談話室全面改修、1階更衣室全面改修、正面玄関スロープ、雨よけポーチ、手すりの設置などでございま

す。関連工事といたしまして電気、機械設備、照明、火災報知機等、また配管関係等の撤去及び復旧を行うものであります。長野県知事選挙が8月10日に予定されておりますので、選挙後に本格的な工事に入らさせていただきます。工期は27年3月20日までを予定しております。工事につきましては、いながら工事となりますので来庁者の方々にはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願い申し上げます。以上、主な工事内容を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第26号、平成26年度辰野町役場庁舎耐震 化・改修工事建築主体工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本 案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議案第27号、平成26年度小型動力消防ポンプ付積載車購入契約についてを議題とい たします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第27号、平成26年度小型動力消防ポンプ付積載車購入契約について提案理由を申し上げます。平成26年度小型動力消防ポンプ付積載車購入契約につきまして平成26年5月28日、指名競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、購入契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成26年度小型動力消防ポンプ付積載車購入。契約の方法は指名競争入札、契約の金額は1,179万3,600円。契約の相手方は長野県上伊那郡南箕輪村885番地1、晴海産業株式会社でございます。なお、指名競争入札の応札者は5者でありました。以上、提案理由を申し上げました。内容につきましては総務課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長

それでは内容につきまして説明させていただきます。現在、1分団及び7分団が使用しております車両が昭和62年に導入した車両でございまして、それぞれ27年が経過しております。故障時の部品調達等が困難な理由。現在の積載車を更新するものでございます。今回、導入する車両でありますが4人が乗車できるデッキバンタイプの軽自動車であります。積雪時に対応するため4輪駆動車といたしました。また、小型動力ポンプの積み下ろしが安全、迅速にできるよう電動油圧式の昇降装置を装備しております。軽自動車タイプにつきましては平成24年度から購入を進めてまいりまして、今年で6台目の購入となります。以上が内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第27号、平成26年度小型動力消防ポンプ 付積載車購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり 決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。 次に議案第28号、平成25年度(繰越)防災情報ステーション等整備工事請負契約につい てを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第28号、平成25年度(繰越)防災情報ステーション等整備工事請負契約について 提案理由を申し上げます。平成25年度(繰越)防災情報ステーション等整備工事請負契 約につきましては、平成26年5月28日指名競争入札に付した結果、落札者が決定しまし たので請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の 目的は平成25年度(繰越)防災情報ステーション等整備工事。契約の方法は指名競争入 札。契約金額は8,694万円。契約の相手方は東京都小平市回田町393番地、株式会社日 立国際八木ソリューションズでございます。なお、指名競争入札の応札者は2者であり ました。以上、提案理由を申し上げました。続きまして内容についてご説明申し上げます。東日本大震災等の教訓から通信規制により電話が利用できない場合でもインターネットの接続環境を確保することで情報が受発信できることに着目し、災害情報を住民に確実に提供するため避難所等に公衆無線ラン環境を整備いたします。事業内容につきましては、役場、辰野中学校、東小、川島小、ほたる童謡公園、かたくりの里等の避難所と辰野病院の11箇所に携帯電話などでメールやインターネットが利用できる公衆無線ランの接続装置と現地の状況を把握するためのカメラを設置、また南小と荒神山公園には併せて気象観測装置を設置いたします。公衆無線ランについては常時開放して施設利用者の利便性を向上させます。また情報提供サイトも構築し、スマートフォン等携帯端末やパソコンに渋滞や積雪時の道路情報、またほたる祭り等のイベント時の道路状況を提供できるようにするものです。工期は平成26年の9月30日までです。以上、主な工事内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第28号、平成25年度(繰越)防災情報ステーション等整備工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。 日程第4、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号、集団的自衛 権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書の提出についてを議題といたします。 議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります中谷道文議員より趣旨説明を求めます。

○中谷(11番)

それではただ今の案件につきまして趣旨説明をいたします。集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書の提出についての趣旨説明を行います。今、国会では集団的自衛権を巡って論議の最中であります。つい一昨日も安倍総理は野党3党主との会談を持ち、6月20日には公明党との党首会談を予定しております。今国会の会期内に閣議決定に持ち込もうとしているように見えます。集団的自衛権の行使容認は、本当に日本の平和のためになるのか、憲法解釈を深い論議も重ねず変更して良いものか、現在論議の最中であります。私たちは国会での想定される場面、場面の解釈や対応、また国民の意見も充分に問わずに、解釈変更の実現を図ろうとしているように見えてなりません。また一方では、最近の竹島や尖閣諸島の領有権や、東シナ海の緊迫した情勢、同盟国、取り分け日米関係の関わりから政府としても早急な対応が求められているのではないかと思われます。今回提出されました3件の陳情の趣旨や審査に当たった、多くの議員から出された意見を汲み取り、ここに辰野町議会として集団的自衛権に関する憲法解釈には慎重な議論を重ねるように、ここに意見書を提出し強く要望したいと思います。全議員の賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。先に質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

続いて討論を行います。発議第1号、集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論 を求める意見書の提出について反対者の発言を求めます。

○根橋 (3番)

集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書に、反対をする立場から討論をしたいと思います。日本国憲法第99条は「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定をしております。この趣旨は、国民主権の下、立憲政治を行うため主権者である国民が権力者の勝手な振る舞いを許さない。すなわち、憲法規定されているすべての条項を権力者や公務員に遵守させるということを明示しており、このことは学説上も確立された解釈であります。したがって三権分立の下、行政に携わる者は立法府で定めた憲法を中心としたすべての法律に従わなければなりません。ちなみに、憲法で規定している公務員に

は、町長を初めとする役場の職員、我々町議会議員が含まれることは言うまでもありま せん。さて安倍政権は、内閣の最高意思決定の機関である閣議において戦後一貫して国 会において議論され、その結論として歴代の内閣が堅持をしてきた「集団的自衛権の行 使は憲法上許されない」というこの立場を、国会の議論や、多くの国民の意思を全く無 視して、一内閣の閣議でこれを変更しようと暴走をしております。このようなことを許 すならば、立憲主義、すなわち憲法を制定し、それに従って統治するという政治のあ方 を否定するものとなり、およそ近代国家とは言い難い事態であって、絶対に許されない ことです。したがって内閣は、確定されている憲法の解釈を勝手に変えることは、そも そもできるわけがなく、「慎重な議論」などを要望することは、事実上、憲法解釈を変 えることを認めている立場であり、このような文言の意見書は地方議会の意見書として は馴染まないと考えます。また、日本の安全保障について近年、緊迫の度を増している ので、尖閣諸島の問題等で国際紛争に巻き込まれる可能性があり、それに十分対応でき る法制度について国民的な議論を喚起すべきと述べております。このことに関しては、 最近の中国の一方的で挑発的な動きは到底許されない行為であり、国際的にも批判が広 がっています。が、この問題への対応は憲法第9条の基本的な立場を堅持し、国連憲章 に基づく平和の国際秩序、すなわち集団安全保障、とりわけによる中国を含む東南アジ アの平和を求める枠組み、すなわち、今アセアンで行われている取り組み、アセアン憲 章の発効など、「国際紛争は話し合いで解決をはかる」との考えの下に対処していくべ きであり、軍事力には軍事力で対抗するという考えは、まさに冷戦時代の考えであって 今日では国際緊張を自らが引き起こすだけで何の役にも立ちません。今、国民的議論を 興すべき課題は、国連を中心とした集団安全保障体制の充実や先ほど申しましたアセア ンなどの地域単位での平和構想の構築に向けた取り組みを、どのように行っていったら 平和な世界をつくることができるかという課題であり、武力行使が可能な新たな法整備 を議論するような場合ではありません。以上からこの意見書には反対であります。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○船木(10番)

集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書の提出にあたり、賛成の立場から討論を行います。安倍首相は過日、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告を受け、集団的自衛権行使を認める憲法解釈変更の検討を指示し、与党での

議論が始まりました。集団的自衛権については政府はこれまでの憲法解釈において論理 的な追及の結果として示されてきたものであるとして自由に政府が憲法解釈を変更する ことはできないと説明してきました。しかし、安保法制懇の報告書には憲法第9条が許 す必要最小限度の自衛権行使の範囲に個別自衛権だけでなく、集団的自衛権の行使も含 まれていると解釈し、行使を認めるべきとの提言をしております。また、日本の安全保 障をめぐる国際情勢は近年大きく変化し、緊迫の度合いを増しております。尖閣諸島の 領有権問題や北朝鮮のミサイル開発を含め、今後日本が国際紛争に巻き込まれる可能性 は否定できません。中でも、尖閣諸島の領有権問題に絡む中国の行動はもはや話し合い による平和外交では対応できない緊張を高めております。また、自衛隊海上保安庁の航 空機に対し異常接近は一触即発の危険を孕んだ行動であります。併せて海上における船 舶への衝突は武力行為そのものであります。いざ問題が生じた時に果たして日本の法制 度はこれに十分対応できる仕組みを成しているのか、といった大きな課題を抱えており ます。集団的自衛権と言えば全て憲法違反、全て戦争という解釈で本当の日本の安全を 確保できるか、それはノーです。我が国の安全に深く関わる事態に限定して部分的に集 団的自衛権を行使することは憲法が許す最小限の自衛権に含まれるという見解がありま す。併せて集団的自衛権の目的は抑止力の維持にあるとも言われております。よって政 府においては、拙速に閣議決定することなく自衛権、警察権、集団的自衛権が何をさす のか、広く国民的議論を尽くし日本の確固たる立ち居地と道筋を付けるよう集団的自衛 権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書を提出することに賛成の立場から討 論とします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

○議 長

討論を終結します。発議第1号、集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書の提出についてを採決いたします。本発議には反対の意見がありましたので、 辰野町議会会議規則第78条に従い、起立による表決にて採決いたします。お諮りいたします。発議第1号、集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書の提出について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9人)

○議 長

起立多数であります。よって発議第1号、集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書の提出については原案どおり可決されました。次に発議第2号、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。発議第3号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について。以上、2件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号、発議第3号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。発議第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出についてを議題 といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第4号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋 (3番)

それでは集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提案にあ たって趣旨説明をいたします。戦後、日本は戦争の反省に立って新憲法を制定し、その 前文では「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決 意してこの憲法を確定し、日本国民は恒久の平和を祈願し、人間相互の関係を支配する 崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と審議に信頼して、 われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と述べ、第9条では「日本国民は正義 と秩序を貴重とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇 又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と述 べています。また、国連憲章第2条第4項では「すべての加盟国はその国際関係におい て、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対する ものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなけれ ばならない。」と述べています。つまり武力行使はいかなるものも禁止されているので す。こうしたことから戦後、しばしばアメリカから集団的自衛権行使によるアメリカが 行う戦争に日本が参加するように求められても、日本の国家への議論を踏まえ政府見解 として集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする立場を堅持してきました。ところ が安倍政権は閣議決定という形をとって憲法を無視し、国民の願いである平和国家日本 の理念をかなぐり捨て、再び戦争できる国へと暴走を始めようとしています。『信濃毎 日新聞』は連日と言っても良いくらいこの問題を取り上げ、社説でも「考えているのか 命の重さ」「乱暴すぎる見解解釈」などの主張をしていますが、その中で安倍首相が著 書で「軍事同盟というのは血の同盟です。今の憲法の下では自衛隊は少なくともアメリ カが攻撃された時、血を流すことがない」と嘆いていることを紹介しております。今回、 尖閣諸島問題に触れながら国民の命と暮らしを守るのは集団的自衛権が必要だ、などと 言っておりますが、この議論は個別的自衛権、すなわち自国が他の国から攻められた時 はその攻撃に反撃する権利であるわけですが、で国連で確立しているこの集団安全保障 の考えを意図的に混同させている議論であります。すなわち個別的自衛権というのは国 際連合においても、また国際法上も認められていることであって集団的自衛権とは全く 関係関係のない議論です。集団的自衛権の行使とは、アメリカが過去に行った事例を見 れば分かるように、日本に対する侵略への反撃ではなくアメリカが行う戦争に自衛隊が 参戦をしていくということなのです。いくら限定的な参加などと言っても戦争になれば

何が起きるか想定できず、自衛隊員が戦死する恐れがあり、また相手の兵士を殺すことにも繋がります。今、「日本国憲法第9条をノーベル平和賞に」という国内、国際世論が高まってきております。今こそ日本国民は世界に誇る平和憲法の精神と国際連合の精神を大切にして世界平和のために立ち上がっていくべきと考えます。私もそのために全力で頑張っていく決意であります。よって、現在今ここに提案をしている意見書を全議員の賛同をいただいて採択していただきますようお願いをして、趣旨説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。先に質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。続いて討論を行います。発議第4号、集団的自衛権に関する 憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について、反対者の発言を求めます。 〇堀内(9番)

私は集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書提出に反対の立 場から討論を行います。ちょっと違った見解で述べたいと思います。先般、総務産業常 任委員会に付託された集団的自衛権に関する3件の陳情については、多くの意見が出さ れ、議論を重ね慎重に審査され趣旨採択が妥当であるとし、委員長より方向が前段あり ました。それに基づき議員発議3号で集団的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を 求める意見を提出することといたしましたが、陳情どおり集団的自衛権に関する憲法解 釈が変更しないことを求める意見書提出が必要であるとの反対の意見が出され、討論が なされました。前項の中で集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意 見書提出は必要ないとの意見が詳細に述べられました。本会議で採決の結果、集団的自 衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書提出については否決され、集団 的自衛権についての憲法解釈に慎重な議論を求める意見書を提出することで決議されま した。一度議会で議決された同一の議案について同一会期中において再び決議しないと いう一時不再議の原則に正してみましょう。本件の発議4号は趣旨説明内容については 表現上多少異なる点はあるかとも思いますが、陳情書の集団的自衛権に関する憲法解釈 を変更しないということについては何ら変わるものではないと判断いたします。また、 事情変更の原則に「同一期間内であっても議案の内容が仮に同一のもので、その背景と なる事情の変化によって前提条件が異なっていると解される場合には再提出しても審査、 決定できる」とされています。とありますが、これにも該当しないと私は思います。 よって 100 歩譲ったとしても再度反対の意見を述べるには当たらないと判断いたします。 つまり先般、船木議員より意見陳述がありましたがそれで十分であると私は考えます。 よって、これをもって発議 4 号に反対する陳述といたします。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○永原(8番)

私は集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について 賛成の立場で討論したいと思います。なぜ今、政府は急いで憲法解釈を変更しようとす るのでしょうか。私には戦争ができる国に従っているとしか考えられません。集団的自 衛権の行使ができる国になったらどうなるのでしょうか。世界の今までの実態の例を挙 げてみますと、ベトナム戦争では韓国軍がアメリカに要請されて集団的自衛権により35 万人参戦し、5,000人近い戦死者を出しました。また、イギリスではアメリカのアフガ ン攻撃でもイラク戦争でもアメリカの同盟国であるということで集団的自衛権を行使し て戦争に参加し、アフガンでは440人、イラクでは179人が戦死しました。しかし、日 本の自衛隊はイラクに派遣されましたが、憲法第9条があるために武力行使はせず1人 の戦死者も出なかったのです。アメリカと軍事同盟を結んできた韓国を見てみると集団 的自衛権の実態がよく分かります。韓国の若者たちは徴兵制で18歳から30歳までのうち に軍隊に入らなければなりませんが、その時にアメリカが戦争をしていると韓国の平和 とは関係のないベトナム戦争などに送られました。そして、多数の戦死者を出したので す。これが集団的自衛権の行使の実態です。日本は9条2項があったからアメリカの戦 争に参戦することがなかったのです。私の父は徴兵制で戦争に借り出され、シベリアに 捕虜として抑留されて辛い体験をして帰って来ました。生前父が言っていたことは「戦 争で人が人を殺めるということは人間の精神がおかしくならなければ、普通の精神状態 ではできないことだ。極限状態になってしまう。戦争は絶対にしてはいけない悲惨なも のだ。皆が傷つく」と、再三言っていました。小さいころから父の戦争体験の話を聞い て育ったので、私の今の活動があります。私は自分の子どももそして、日本の若者たち も戦場には決して送り出したくありません。そもそも、集団的自衛権の行使を憲法が禁 じることで何か不都合があったのでしょうか。私たちの暮らしには全く不都合はありま せんでした。ですから、これからも国家権力の担い手は今の憲法によって与えられた範 囲で国家権力を行使していき、国民の生命と財産をしっかり守っていけばいいことなのです。平和と生存権が豊かに保障される日本社会を現実とするためにこそ、憲法は働かなければなりません。今の日本国憲法は改定しなければ国民の人権や幸福追求、平和の実現に役立たないというような憲法では決してありません。憲法を守らなければいけない立場の権力者がその憲法の解釈を勝手に変えようとすること自体、あってはならないことです。憲法を遵守しなければならないのは国家権力の担い手であって私たちはその憲法で守られているのです。よって集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出には賛成です。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

○議 長

討論を終結します。発議第4号、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出についてを採決いたします。本発議には反対の意見がありましたので、辰野町議会会議規則第78条に従い規律による表決にて採決いたします。お諮りいたいます。発議第4号、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

(起立 3人)

○議 長

起立少数であります。よって発議第4号、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出については否決されました。日程第5、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されております。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しま した。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けま す。

○町 長

6月3日に開会いたしました第3回辰野町議会定例会にご提案いたしました追加議案も含め、28議案全てを原案どおり可決いただきました。まことにありがとうございました。特に今議会一般質問では多くの方々より急速に進む人口の減少に対する考えや対策についてご提案やご意見をちょうだいいたしました。この町の将来が左右されかねない重要なことであり、医療、福祉、教育、道路、防災などとともに議員皆様や町民の皆様の英知をお借りしながら、職員ともども活路を見出してまいりたい、こんなふうに思っております。明日から第66回ほたる祭りが始まります。天候次第のところもございますけれども、昨日は2,055匹のホタルを確認したそうでございます。思い出に残るようなほたる祭りを皆様方のご協力を得ながら進めて、ご支援いただきたい、それで進めてまいりたい、こんなふうに思います。よろしくお願いいたします。簡単でございますけれども、閉会にあたって一言ご挨拶といたします。以上です。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして6月3日に開会いたしました平成26 年第3回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 閉会の時期

6月18日 午後 3時 38分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番